

様式 1

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和4年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県国際交流協会		
所在地	静岡市駿河区南町14番1号	設立年月日	平成元年11月1日
代表者	会長 高貝 亮	県所管課	くらし・環境部多文化共生課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		
団体の沿革	平成24年4月 公益財団法人に移行		
運営する施設	静岡県観光・国際交流センター(借用)		
団体ホームページ	http://www.sir.or.jp		

出資者	出資額（千円）	比率（%）
静岡県	796,900	86.7
市町	100,056	10.9
その他	21,960	2.4
基本財産（資本金）計	918,916	100.0

役職員の状況（人）			
常勤役員	1	常勤職員	3
うち県OB	1	うち県OB	-
うち県派遣	-	うち県派遣	-
非常勤役員	17	非常勤職員	9
役員計	18	職員計	12

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

この法人は、県民の国際理解を深め、県民の国際交流活動を充実するとともに多文化共生社会の発展に貢献する事業を行い、世界と調和し発展する静岡県に寄与することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

（公財）静岡県国際交流協会の役割は、「国際交流・多文化共生推進の民間の中核推進組織」であり、「市町交流協会では困難な地域や、取組が手薄な地域での事業に特化」する。また、「市町協会等関係者との情報共有化・共有の仕組み作りの広域的な普及」をする。

なお、県の地域外交施策を民間の立場で推進するため、下記事業を実施する。

- ① 県施策の県民への周知・理解促進を行う事業
- ② 地域外交重点国との民間交流の推進を図る事業
- ③ 県多文化共生推進基本計画の民間の推進役を担う事業

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ	コロナ禍ではあるものの県の外国人労働者は66,806人と7年連続で過去最高を更新したが、増加率は前年と比較し、減少している。技能実習生については、新たな在留資格として創設された「特定技能」への切り替えが進んでいくと考える。人手不足に悩む県内企業の外国人人材にける期待は大きく、今後も外国人の受け入れは増加していくものと考えられる。一方、外国人の定住化に伴い、子育て、教育、労働等ライフステージに応じた支援が求められることから、当協会が果たす役割が極めて重要となっている。
行政施策と団体活動との関係（役割分担）	当協会は地域外交や多文化共生等、県が立案した地域外交基本方針や多文化共生推進基本計画に沿いながら、より現場に近い位置で、これまで形成してきた市町や市町国際交流協会とのネットワークを活かし、県域を対象とした事業を実施している。特に、県からの委託を受け実施している外国人相談事業は、協会の経験や機動力を十分に発揮し、県の施策に対し適切な支援を行うことができるものである。
民間企業や他の団体との関係（役割分担）	市町の国際交流協会や関係団体は、外国人住民に最も身近な地域で、日本語支援ボランティアの養成や教室の実施など、その生活支援に取り組んでいる。当協会は、県全域を対象にして、市町の国際関係団体等と連携して、医療通訳整備や就労支援事業等、先駆的な事業を創出しているほか、日本語支援員の指導者の養成等、広域性、先駆性、専門性の面で、民間企業やその他団体と役割分担し、県行政に呼応・協力した業務実施に取り組んでいる。また、外国人住民の比率が高い市町と低い市町における外国人施策の地域間の調整機能としての役割も担っている。

4 事業概要

(単位：千円)

区分	事業名	事業概要	R3 決算	R4 予算
県委託	県民・団体への働きかけ、連携強化事業	県民・団体に働きかけて国際理解、多文化共生の認識の深化を図る。(情報収集提供事業、国際理解教育事業、外国語ボランティアバンク設置事業、日本国際連合協会関連事業)	9,807	13,751
その他補助	海外との連携強化事業	留学生による地域や日本人学生との交流、自国文化の紹介(県内・国内就職を希望する留学生への支援(留学生支援事業)、海外との新たなつながりや本県ゆかりの人々との新たなネットワーク形成(海外国際交流団体連携事業、海外移住者援護事業))	3,403	3,100
県委託	外国人住民支援事業	外国人住民の教育・医療・福祉・就業など生活面における支援を行う(外国人住民支援アドバイザー設置事業、外国籍住民相談窓口高度化事業、日本語指導ボランティア研修会開催事業、外国人学校児童生徒日本語支援事業)	21,796	16,660
その他補助	地域連携・協働事業	多文化共生ネットワーク構築事業、外国人児童支援事業	2,356	1,815
自主事業	共通経費		9,915	14,752
自主事業	法人管理等		2,788	2,898
合計			50,065	52,976

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	R1	R2	R3	評価	
かめりあによる出張相談会・専門家による相談会の開催数(回)	9	9	9	B	9.0 (毎年度)
	8	9	8		
外国語ボランティアバンク登録数(件)	1,366	1,408	1,450	A	1,450 (R3)
	1,390	1,444	1,491		
外国語ボランティア等活動数(件)	1,218	1,259	1,300	C	1,300 (R3)
	1,344	488	255		

※評価 … A：目標達成 B：目標未達成 C：目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>県で策定した「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の主旨を踏まえ、相談業務や外国人支援事業に取り組んでいる。外国人相談窓口「静岡県多文化共生総合相談センターかめりあ」を令和元年7月から受託・運営し、外国人及び日本人相談員を配置し、外国人県民のニーズや課題に対応している。特に外国人相談内容は、複雑かつ横断的な問題であることが多く、弁護士等の専門家や専門機関及び市町、市町国際交流協会等と重ねたネットワークを活かし、相談等に対する経験を積みノウハウが蓄積され、さらにマニュアル化することで情報共有し、相談体制の強化が図られた。</p> <p>相談業務や外国人支援事業等に関わる長年の経験を基に、自主財源を活用したパイロット事業の実施や行政及び関係機関への事業提案などを行い、静岡県の多文化共生社会の構築に寄与する。</p>	○	<p>県委託事業のうち、主要事業である「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」の運営は、多言語支援体制が不十分な県内市町における外国人県民のニーズを広域的にカバーすることを目的としている。</p> <p>この事業では、弁護士等の専門家や出入国在留管理局による相談会を定期的実施しており、事業を通じて他機関との連携が強化されているものと評価できる。協会には、これまでの経験を生かし、相談者の視点に立った適切な対応を行うとともに、県内の一元的相談窓口の拠点として、市町窓口と連携し、情報提供や必要な助言を行う等の重要な役割を果たしていただきたい。</p> <p>また、今後実施する自主財源を活用した通訳支援事業は、協会の培ってきたノウハウを活かし、一元的相談窓口で対応できない外国人県民のニーズに応えることができるものと期待している。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>世界と調和し発展する静岡県に貢献することを法人の目的にしており、外国人住民の生活を支援しその力を静岡県の力とする。</p> <p>県地域外交施策に民間レベルで参加しようとする当法人の活動は、県内で働き、学び、生活する外国人が増加し、経済社会・地域社会を支える担い手となってもらうための活動として、必要性が認められる。</p> <p>また、県国際交流協会は、県全域を対象に事業を展開しており、市町の各国際関係団体等の支援やそれらの連携のコーディネート、地域的な取組みの補完や平準化、さらに、先導的な事業の創出などを、公益財団法人として公益性が認められる事業手法で行っており、民間や他団体とは異なった事業実施で役割分担を図っている。</p>	○	<p>県内における外国人人口は、新型コロナウイルスの感染拡大により、一時的に減少に転じたものの、収束後は増加に転じることが予想され、多文化共生施策のニーズは、今後ますます高まっていくものと考えられる。</p> <p>当協会は、静岡県全域を対象に事業を展開しているほか、市町国際関係団体の連携のコーディネートや支援等も行うなど、多文化共生施策を広域的に展開する上で、重要な役割を担っている。</p> <p>また、当協会は、県の多文化・地域外交施策の重点事業を民間の立場で推進する組織であり、①県施策の県民への周知・理解促進②地域外交実施国との民間交流の推進③県多文化共生推進基本計画の民間の推進を行う役目を担っており、県の同施策展開に欠くことのできない組織である。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
市町国際交流協会との役割分担や連携のあり方を整理	○ 市町協会とネットワークを構築して連携	○ 市町協会とネットワークを構築しており、情報の共有や連携事業の実施を行っている。
県の地域外交施策、多文化共生施策に対応した事業の見直し	○ 県協会は、県の地域外交基本方針、多文化共生推進基本計画に沿って、県と連携した事業を進めている。	○ 県事業の受託及び自主事業の実施を通じて、県の地域外交・多文化共生施策に対応した事業を行っている。

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区分	R1 決算	R2 決算	R3 決算	評価	備考（特別な要因）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	3,695	3,915	▲1,068	C	
	経常損益 (a+b-e-f)	3,695	3,915	▲1,068	C	
	公益目的事業会計	3,747	4,211	▲937	-	
	収益事業等会計	-	-	-	-	
	法人会計	▲52	▲296	▲131	-	
	剰余金	53,716	55,513	52,482	A	

※評価 … A：プラス B：特別な要因によるマイナス C：マイナス

区分	R1 決算	R2 決算	R3 決算	主な増減理由等	R4 予算	
資産の状況	資産	990,563	993,870	991,988		991,109
	流動資産	35,913	37,176	35,494		35,494
	固定資産	954,650	956,694	956,494		955,615
	負債	18,364	19,786	20,374		21,690
	流動負債	3,411	3,259	2,645		2,084
	固定負債	14,953	16,527	17,729	退職給付引当金の増	19,606
	正味財産/純資産	972,199	974,084	971,614		964,201
	基本財産/資本金	918,267	918,355	918,916		918,902
	剰余金等	53,716	55,513	52,482		45,083
	運用財産	216	216	216		216
収支の状況	事業収益 (a)	49,104	45,110	30,587		29,645
	うち県支出額	33,518	38,841	21,546	県委託料の減	20,305
	(県支出額/事業収益)	(68.3%)	(86.1%)	(70.4%)		(68.5%)
	事業外収益 (b)	18,445	18,539	18,410		19,286
	うち基本財産運用益	17,761	17,761	17,715		18,177
	特別収益 (c)	-	-	-		-
	うち基本金取崩額	-	-	-		-
	収入計 (d=a+b+c)	67,549	63,649	48,997		48,931
	事業費用 (e)	63,854	59,734	50,065		52,975
	うち人件費	32,249	36,754	30,678		31,039
	(人件費/事業費用)	(50.5%)	(61.5%)	(61.3%)		(58.6%)
	事業外費用 (f)	-	-	-		-
	特別損失 (g)	-	-	-		-
支出計 (h=e+f+g)	63,854	59,734	50,065		52,975	
収支差 (d-h)	3,695	3,915	▲1,068		▲4,044	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、研修会をはじめ、語学講座等の事業の一部が中止や縮小を余儀なくされた。例えば、これまで年間3クール行っていた外国語講座は2クールの実施となり、1回当たりの受講者も減少した。この結果、支出は抑制されたものの、収入も減少し、公益財団法人として担う事業展開にも支障が出ている。とはいえ、研修会は入場人数を減らし、リモートで開催する等、収入を確保するため、業務改善によるコスト削減に努めた。県財政も厳しい状況であり、年々委託料が減少し続けており、他部局からの委託や外部からの財源獲得に関し、積極的にチャレンジしている。一方、国際交流を謳い設立した民間団体が「多文化共生」への流れに伴い解散したため、剰余額が当協会に寄附されるなど、我々が果たす役割にも期待が寄せられている。今後は更に広報を強化し、事業参加者の増加を図るとともに、協会の理解促進に努め外部資金の導入に力を注ぐ。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

令和3年度は、令和元年度、2年度に生じた黒字を解消すべく、当初予算で3,866千円の赤字予算を組み、積極的な事業展開を想定していた。しかし、コロナの影響が続き、当初想定していた事業が実施できなかったこともあり、決算は1,068千円の赤字となり、令和元年度の黒字はほぼ解消された。令和4年度も引き続き積極的に事業を行い、令和2年度に生じた黒字の解消に努める。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
△	<p>県からの大幅な委託料の減額、廃止に伴う影響により、協会の収入が年々減少しているため、令和3年度は県以外の団体である静岡県社会福祉協議会や自治体国際協会等からの外部資金の調達・獲得に努めたところである。今後も積極的に助成金等の獲得に努めていく。</p> <p>さらに、引き続き業務の改善をはじめ、積極的に新規受託事業の獲得に取り組む考えであることから、将来を見据え、新たに職員を採用することで、足腰の強い事務局体制の基盤確立に努めていく。</p>	△	<p>令和3年度は、令和元年及び2年度に生じた黒字解消に努めたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、解消幅が想定を下回ったとのことである。令和4年度においては適切に資金計画を行い、確実に収支相償となるよう事業を実施していただきたい。</p> <p>また、収入に占める県からの補助金、委託金の割合が大きく影響を受けやすいため、今後も外部資金の獲得に努め、収入基盤の安定に努めていただきたい。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
資金運用益の確保	△ 超低金利の下であるが、定期預金の運用を見直し、約10年ぶりに新たな社債を購入することで、基本財産運用益の増額を図ることとした。現有債券による運用を基本としながら、理事会・評議員会とも連携を図り、安全で確実な新たな運用手法を検討する。	△ 低金利下で、資金運用益の十分な確保が難しい状況ではあるが、より好条件で確実な運用ができるよう、適宜定期預金の運用を見直している。

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針（団体記載）	団体の方針に対する意見等（県所管課記載）
<p>昨年度の経営方針で示したとおり、令和4年度から「有期契約社員」を協会の正規職員として登用し、将来を見据えた事務局体制の構築に着手した。協会事務局を維持していくためには、最低でも現在の職員数を確保していく必要があるが、県からの委託料が年々減少し続け、限界を感じることから、他部局を含め、新規の業務受託や外部資金の獲得に努めている。</p> <p>なお、ウクライナ情勢も含め、今後ますます需要が見込まれる外国人対応は、我々の協会の使命であり、事業の優先順位を定め、必要と思われる事業には重点的に資源を投入する。県や関係団体とも調整を図り、「県多文化共生推進基本計画」に沿って、民間の推進役としての機能を果たし、多文化共生社会の実現を図る。</p>	<p>当協会は、新規に雇用した職員が定着せず、なかなか人材が育たない状況に課題がある。今回、正規職員を新たに登用し、人材育成に努めていることは評価できるため、次世代を担う人材を確実に確保していただきたい。</p> <p>また、職員の事務量が多く、業務過多な状況が見受けられるため、受託事業の規模等を勘案し、適切に人員配置を行うことが望まれる。</p> <p>外国人県民の増加により、協会の役割は今後ますます重要となることが予想されるため、自主財源の確保及び自主事業の展開等を積極的に行い、組織体制を強化してほしい。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組（団体記載）	団体の取組に対する意見等（県所管課記載）
<p><収入増></p> <p>令和4年度は、引き続き「多文化共生総合相談センター」の運営受託を中心とするほか、継続して「多文化共生のまちづくり促進事業」を一般財団法人自治体国際化協会から受託している。この事業を含め、各種受託において、積極的にプロポーザルに参加するなど、外部からの収入の確保に努めるとともに、効果的・効率的な事業執行に努め、協会の公益事業の実施と併せて収支均衡を図る。</p> <p>また、引き続き民間団体の助成金を含め、外部資金の獲得を目指す。さらに、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ「外国語講座」の受講生の増員に向け、一層、広報を強化することにより拡大に努める。</p> <p><支出減></p> <p>効率的な非常勤職員の活用をはじめ、時間外勤務等人件費の削減を図るほか、事業における資源投入の優先順位を見直すこととする。</p>	<p>県からの委託事業による収入割合が大きく、受託状況により収支が大きく変動する状況が続いている。</p> <p>自主財源を確保し、安定的な経営を行う必要があるため、積極的な広報活動により、寄付金や賛助会員費、外国語講座受講料等の獲得に努めてもらいたい。</p> <p>また、獲得した資金は自主事業の展開や協会体制の強化等に効果的に活用し、収支の均衡を図ることが必要と考える。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位：人、千円)

区分	R1	R2	R3	R4	備考（増減理由等）
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
常勤職員数	3	3	2	3	非常勤から常勤に採用(1人)
うち県OB	-	-	-	-	
うち県派遣	-	-	-	-	
県支出額	33,517	38,841	21,546	20,305	
補助金	1,600	1,600	1,600	1,600	
委託金	29,444	35,115	17,983	17,358	
その他	2,473	2,126	1,963	1,347	
県からの借入金	-	-	-	-	
県が債務保証等を付した債務残高	-	-	-	-	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額（当該年度は予算額）、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価（団体記載）

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	△	H19以降の県職員や民間派遣職員の引き揚げに対し、非常勤職員で対応し、人件費を抑制してきたが、業務執行に支障が生じかねない状況から、H28に常勤職員1名を採用した。 しかし、この職員はR2初頭に退職し、人員が不足する状況が続いており、代替で非常勤として補充した職員をR4当初に常勤として登用し、事務局体制の強化を図るとともに、計画的に人材育成を進め、厳密な定員管理に努めている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤役員である業務執行理事は事務局長を兼務させるとともに、公募により候補者を選定している。公募の結果として、県職員OBが当該ポストに就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	-	該当なし

※ 評価欄 … ○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

3 点検評価（県所管課記載）

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	-	県からの現職派遣は平成21年度の県協会総務課長の派遣をもって終了し、現在は派遣を受けていない。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	県協会が持つ長年に渡る県内全域での各団体との協働・連携関係や人的ネットワークは重要な役割を担っており、県の地域外交基本方針や多文化共生推進基本計画に沿って、効果的、効率的に県施策を進めるため、補助金、委託料を支出することの必要性や有効性は認められる。

※ 評価欄 … ○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	○	○	<p>当法人が実施する研修会、講座、セミナー等の終了後に、今後の取組に活かすためのアンケートを実施（参加者・利用者等）することを基本としている。</p> <p>結果公表は、取組の改善等に合わせた関係者に伝えたり、具体的な改善の形でフィードバックしている。</p> <p>なお、多文化共生社会のための情報構築・発信を目指した取組では、外国人住民の生活情報の改善や多文化共生活動への参加拡大の観点から関係者のIT活用の実態等を調査し、H27.6に結果を公表した。</p>	<p>自主事業、委託事業の区別なく、今後の取組に活かすためのアンケートを実施していることから、事業の事後検証が可能な体制となっている。また、アンケート内容を関係者・関係団体にフィードバックすることで、常に事業改善を行っている。</p> <p>結果公表については、すべての利用者アンケートを公表しているわけではなく、一部に留まっている。</p>
利用者等意見交換会	○	-	<p>国際交流・国際理解や多文化共生の取組では、言葉や文化・生活スタイル等の課題もあり、関係者の相互理解や情報共有をいかに実現するかが重要になる。当法人では、地域別やテーマ別の意見交換会を各事業で実施しているが、フォーマル・インフォーマルでの情報交換等を通じても意見等の把握に努めている。</p>	<p>各事業において、利用者、協力者、関係者、専門家等の意見交換の場を設ける、あるいは、事業終了後にインフォーマルに意見を聴取することで、県民視点の意見等の把握に努めている。</p>
その他 (その他の意見)	○	○	<p>協会月刊誌の編集委員会、同じく発送ボランティア、更に各事業と一緒に実施する協力者やボランティアなど多くの支援者が県民視点の意見や情報を寄せていただいている。こうした“生の声”を事業やサービス向上に活かし反映させている。結果公表については既述「利用者アンケート」に同じ。</p>	<p>協会事業の利用者、協力者、ボランティアから県民視点の意見や情報等を受けており、そのような“生の声”を、協会の事業の改善に活かしている。</p>

○：実施している／公表している -：実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

<p>・これまで協会の自主事業として実施してきた「外国籍住民支援アドバイザー相談事業」を県が事業化し、外国人県民の方々が安心して暮らせる相談窓口である静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」を令和元年7月に当協会内に開設したことで、多言語対応が充実した。</p> <p>・外部機関のニーズを専門家につなげ、関係者が共同して課題を解決するようコーディネーターとして機能を発揮した。（調査事業受託）</p> <p>・会費や受講料の納入をWEB決済でできるようにして、会員、受講希望者の便宜を図った。</p> <p>・在住外国人への市町の住民サービスの平準化が図られるよう、相談会の合同実施などについて市町、市町協会に働きかけを行った。</p> <p>・県民に対するサービス向上の実現に向け、協会HPのリニューアルのため、令和6年度、7年度に掛け特定費用準備金を財源とする事業を実施する。</p>
